

日野町災害ケースマネジメント連絡調整会議の概要

第1 目的

日野町災害ケースマネジメント連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）は、日野町において災害ケースマネジメントを実施するにあたり、庁内外の関係者が相互に連携して取り組みを進め、情報共有や各種調整、実施方針の決定等を行うことを目的とする。

第2 協議事項

連絡調整会議は、目的を達成するため次の協議を行う。

- (1) 災害ケースマネジメントの実施体制の確認に関すること。
- (2) 災害ケースマネジメントの実施に係る各種調整に関すること。
- (3) 被災情報、災害ケースマネジメントの実施範囲、具体的実施方法、スケジュール等の決定・共有に関すること。
- (4) 災害ケースマネジメントに係る人材養成に関すること。
- (5) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第3 参集範囲

- (1) 連絡調整会議の会長は、副町長をもって充てる。
- (2) 参集範囲は、次のとおりとする。

災害ケースマネジメント関係課	日野町	総務課
		企画政策課
		健康福祉課
		住民課
		建設水道課
		産業振興課
		教育課
情報共有等を行うべき外部機関	鳥取県	危機管理部
		災害福祉支援センター
		鳥取県社会福祉協議会
	社会福祉協議会	日野町社会福祉協議会
	ボランティア団体	日野ボランティア・ネットワーク
		ひの防災福祉コミュニティセンター
民生児童委員	日野町民生児童委員協議会	
その他	会長が必要と認める機関	

- (3) 連絡調整会議に事務局を置く。

事務局の事務は、総務課において行い、事務局長は、総務課長をもって充てる。

第4 参集時期

連絡調整会議は、災害ケースマネジメントの実施を決定した場合等、庁内外の関係者と情報共有等が必要な場合に会長が招集し、必要があると認めた場合は、関係者に出席を求めることができる。